

# 平成30年7月豪雨に伴う災害見舞金の支給基準等について

平成30年7月豪雨により被災された方へ支給する災害見舞金の損害程度の判定については、以下の通りとなります。

災害見舞金の請求権は災害の起きた日の翌日から2年間で消滅しますので、請求忘れのないようご注意ください。

## 1 住居の損害程度の判定について

損害程度の判定は、市町村長が証明する「り災証明書」により判定します。

### 【住居の損害程度の判定表】

り災証明書にある「り災程度」	損害の程度	給付額
全壊	住居の全部が滅失	標準報酬月額 <sup>1</sup> の2月分
大規模半壊又は半壊	住居の2分の1以上が滅失	標準報酬月額 <sup>1</sup> の1月分
一部損壊 ※床上浸水による被害が30センチ以上の場合	住居の3分の1以上が滅失	標準報酬月額 <sup>1</sup> の0.5月分
一部損壊 ※床下浸水、床上浸水による被害が30センチ未満の場合	住居による損害は認めない	

### 【住居による損害を申請する際の注意点】

住居とは、組合員又は被扶養者が生活の本拠として居住する建造物をいいます。組合員又は被扶養者が生活の本拠として居住しているのであれば、持家、借家等の別は問いません。

## 2 り災証明書の提出について

市町村長が交付している「り災証明書」を添付してください。原則として、原本の提出が必要ですが、所属所長の原本証明がある場合は写しによる提出を可とします。

## 3 家財の損害程度の判定について

損害程度の判定は、申請者が申告する「家財被害状況表」により判定します。

### 【家財による損害を申請する際の注意点】

- ・記載する家財は、損害の有無に関係なく所有している家財の全てを記入してください。
- ・被扶養者がいる場合、被扶養者の家財についても記入してください。夫婦双方、組合員の場合は、被扶養者として認定している組合員の方へ記入してください。
- ・家財被害状況表に記入する価額については、原則として、り災時の時価を記入してください。ただし、時価の想定が困難な場合は、購入時の価額を記入してください。なお、自家用車、バイクについては、購入時の価額ではなく時価を記入してください。
- ・自家用車、バイク及び自転車等についても、日常的に使用している場合は家財に含めます。ただし、車、バイク及び自転車のそれぞれにおいて一人当たり1台となります。なお、被扶養者が日常的に使用している場合は、被扶養者分として申請してください。その際は、品名の欄に、組合員分又は被扶養者分と記載してください。
- ・以下の物については、家財に該当しませんので、「家財被害状況表」には記入しないでください。システムキッチン、トイレ、給湯器、畳、門、塀、扉、美術品。

家財に該当するか不明な場合は、公立学校共済組合愛媛支部給付係までお問い合わせください。

災害見舞金に関するお問い合わせ先  
公立学校共済組合愛媛支部 給付係 電話 089-941-5393